

石川県産業の強みを活かしたエネルギー構造高度化に向けた研究開発に係る 補助金公募要領

1. 目的

石川県産業の強みを活かしたエネルギー構造高度化に向けた研究開発を目的とする。

2. 補助対象となる事業区分

以下の2つの事業をそれぞれ対象とする。なお、本補助金の交付を受けようとする事業が、当該実施期間中に他の補助金等による財政支援を受けている又は受ける予定の場合は、交付の対象外とする。

(1) ペロブスカイト太陽電池モジュールの製造法に係る技術開発

(開発内容)

- ・ 大気中ペロブスカイト太陽電池モジュール製造および封止が不要な技術開発
- ・ 5 cm角ペロブスカイト太陽電池モジュールの試作に係る技術開発

(2) 中規模エリアにおける直流での再エネ水素システムの開発

(開発内容)

- ・ 中規模エリア（複数の建物群）に適した、再生可能エネルギーを利用して水素を貯蔵し、燃料電池で発電するシステム（再エネ水素システム）を全て直流で行うための技術開発
- ・ 再エネ水素システムを用いた水素貯蔵の検証

3. 補助対象期間・補助率・補助額・対象経費

(1) 補助対象期間・補助額・対象経費

| | |
|--------|------------------------------|
| 補助対象期間 | 交付決定日から令和7年2月28日(金)まで |
| 補助率 | 定額補助(10/10) |
| 補助額 | 33,000,000円以内(消費税及び地方消費税を含む) |
| 補助対象経費 | 直接人件費、旅費、機械装置費、材料・消耗品費、委託費 |

(2) 実績報告時に提出する証拠書類

補助金の実績報告時には、以下の表に示す証拠書類を求める。

○直接人件費

- 「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」、
- 「賃金台帳等」、「就業規則」、「作業日報」、「出勤簿」、
- 「支払証明書(振込控又は振込処理済通知書、当座勘定照合表等)」
- 「会社カレンダー」、「テレワーク就業規定(対象者がいる場合)」

○旅費

「旅費規程等」、「出張伺い・出張命令」、「旅費計算書」、「駅すばあと等経路確認ができる書類」、「飛行機利用の場合は領収書及び搭乗券半券」「出張報告書・復命書」、「出張精算書（振込控又は振込処理済通知書、当座勘定照合表等）」

※現金手渡しの場合は「総勘定元帳(現金)の写し」

○機械装置費

税抜単価50万円以上の物品の場合は、取得財産等管理台帳

○材料・消耗品費

消耗品使用簿(補助対象期間内に使い切ったことを確認できるもの)

4. 補助対象者

次に掲げる要件をすべて満たす事業者に限る。

- (1) 事業の内容を実施することができる者であること
- (2) 経済産業省並びに石川県から補助金交付停止措置又は指名停止措置を受けていないこと
- (3) 民事再生法、会社更生法等に基づく再生又は更生手続きを行っていない者
- (4) 役員(役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる行動を行う者でないこと
- (5) 石川県内の大学・高等専門学校等(※)または石川県内に本社・開発部門を有する企業であること

※学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学又は高等専門学校、同附属試験研究機関。

5. 募集期間及び募集方法

(1) 応募期間

令和6年7月22日(月)～8月2日(金)17時

(2) 応募方法

持参、郵送、メール

(3) 提出書類: 下表のとおり

| 提出書類 | 形式 | 様式 |
|--|----|-------|
| ①補助金応募申請書 | A4 | (様式1) |
| ① 事業計画書 研究開発内容のほか下記事項を含めること ・業務実施体制とスケジュール ・見積金額(項目毎の内訳・詳細を記載すること) ・研究実績 | A4 | 様式任意 |

(4) 留意事項

- ・一提案者が同一業務について複数の企画提案を行うことは認めない。
- ・本審査に係る経費は全て提案者の負担とする。
- ・提出された書類は、一切返却しないこととする。
- ・提出された事業計画書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。
- ・書類提出後の追加、訂正等は認めないこととする。

6. 審査方法

以下の審査方法により、採択事業を選定します。

(1) 審査方法

- ・申請事業は、外部有識者等が審査基準に基づき採点を行い、その結果を踏まえて採択事業を決定します。
- ・採択事業の決定後、速やかに採択若しくは不採択の通知を行います。
- ・審査経過に関する問い合わせには一切応じられません。
- ・なお、採択された場合でも、予算の都合等により申請額よりも減額される場合があります。

(2) 審査基準

| | | |
|------|------------------|-------------------------------------|
| 評価項目 | 業務実施体制 スケジュール | 必要な人員を確保し、本業務を効率的に実施できる体制が提案されているか。 |
| | 研究実績 | 過去に当該事業に係る研究実績を有しているか。 |
| | 見積金額 | 内容に鑑み適正なものとなっているか。 |
| | 提案内容の適格性 | 研究開発の手順・手法が適当で実現性があるか。 |
| | 提案内容の新規性 | 提案内容に独自の視点、新規性が見られるか。 |
| | 業務実施の工夫 | 本研究開発を効率的に実施するための工夫が見られるか。 |

(3) 補助金の交付について

補助金の交付を受けるには、以下の手続きを行う必要があります。

- ・採択決定後、当該年度に係る交付申請書を提出してください。内容を確認の上、「交付決定通知書」を通知します。交付決定通知書に記載の交付決定日をもって補助事業を開始することができます。
- ・事業終了日までに、実績報告書及び支出ごとに発注から支払までの書類を提出してください。内容を確認の上、補助金額を確定し、「額の確定通知」を通知します。
- ・「額の確定通知」を受領後、「精算払請求書」を提出してください。内容を確認の上、指定口座へ補助金を振り込みます。

7. その他、注意事項

(1) 計画変更等の事前承認

交付決定を受けた後、①当該年度の交付決定額の20%を超えて金額を変更しようとする場合、②補助目的自体が変更となる場合、又は③補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

(2) 書類の保存

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

(3) 事業により取得した機械の管理等

取得財産のうち、税抜単価50万円以上の機械等の財産又は効用の増加した財産(処分制限財産)は、処分制限期間内に取得財産を処分(補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、廃棄、交換、貸し付け又は担保に供する)しようとするときは、事前にその承認を受けなければなりません。

(4) 検査

事業期間中の進捗状況確認及び事業終了後の確定検査のため、実地検査に入ることがあります。

8. 問い合わせ・提出先

石川県商工労働部産業政策課次世代産業創造グループ

担当: 嶋田

住所: 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1

電話: 076-225-1513(平日8時30分から17時15分まで)

メールアドレス: sanren-sd@pref.ishikawa.lg.jp